

令和2年度 県内文化財の魅力発信動画制作等 業務委託募集要領

1 業務の概要

(1) 目的

文化財の県民ぐるみでの保存・活用の促進を目指し、将来の社会の担い手となる 20 代を中心として、県民の文化財への興味関心を醸成するため、文化財の魅力を実効果的に伝え、訪問の動機付けとなる短編動画を制作する。

(2) 業務の名称

令和2年度 県内文化財の魅力発信動画制作等業務

(3) 実施期間

契約日から令和3年5月31日(月)まで

(4) 契約限度額

3,800千円(税込)

2 業務の内容

・文化財をテーマとした短編動画の制作

詳細は、別添「令和2年度 県内文化財の魅力発信動画制作等業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約に当たり、契約金額の範囲内において、企画提案の内容を一部変更することができるものとする。

制作した短編動画は、県ホームページ、県観光協会ホームページに掲載する。駅サイネージ等でも発信する予定である。

3 応募に係る資格要件で、次の条件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本県における一般業務委託競争入札参加資格において、「79 映画・ビデオ制作」の営業種目について競争入札参加資格を有している者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

- 以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募方法

(1) スケジュール

令和2年12月23日（水）	募集要領を県公式HPにて公告
令和3年1月14日（木）	参加申込書の提出期限
令和3年1月26日（火）	企画提案書の提出期限
令和3年2月1日（月）	事前審査結果の通知（5者以上の場合）
令和3年2月5日（金）	プレゼンテーション
令和3年2月8日（月）	選定結果の通知

(2) 参加申込

企画提案に応募する場合には、別添1「参加申込書」を令和3年1月14日（木）午後4時まで提出すること。持参又は郵送（必着）。

(3) 質問

質問は、別添2「質問用紙」により、Eメールにて受け付ける。

- ア 受付期間：令和2年12月24日（木）午後2時から
令和3年1月7日（木）午後4時まで
- イ 送付先：Eメール bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp
- ウ 回答方法：質問者に対しEメールで回答する。

(4) 作成業務企画書の作成

別添「令和2年度 県内文化財の魅力発信動画制作等業務に関する企画提案書作成要領」のとおり

(5) 企画提案書の提出

- ア 受付期間：令和3年1月7日（木）午前9時から
令和3年1月26日（火）午後4時まで（必着）
- イ 提出方法：持参又は郵送
- ウ 提出先：静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

エ 到着確認：受付期間中に企画提案書が到着した場合、その旨をEメールにて通知する。

※受付期間中に全ての必要書類の提出がない場合、失格となる場合があるので、注意すること。

※企画提案は、1者1提案とする。

※企画提案書の提出後、追加及び修正は認めない。

(6) 事前審査

企画提案者が5者以上となった場合、提出された企画提案書の事前審査により、プレゼンテーションに参加する4者を選定する。選定方法は、「5選定及び選定結果」の定めに準じて行うこととする。

事前審査の結果は令和3年2月1日（月）に、辞退者を除く全ての企画提案者に、Eメールで通知する。

(7) プレゼンテーション

ア 日時：令和3年2月5日（金）午後の指定する時間

イ 場所：静岡県総合社会福祉会館 102 会議室（静岡市葵区駿府町1-70）

※順番、集合時間・場所等は、辞退者を除く企画提案者各社に通知する。

※1者あたりの所要時間：プレゼンテーション 15分まで

質疑応答 10分程度

※事務局の用意したプロジェクター、スクリーン、RGBケーブルを使用することができる。（パソコンは企画提案者が用意すること。）

(8) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

5 選定及び選定結果

(1) 選定

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、県職員等で構成される「県内文化財の魅力発信動画制作等業務受託者選定委員会」が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案書の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

(2) 選定基準

別添「県内文化財の魅力発信動画制作等業務受託者選定基準」のとおり

(3) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和3年2月8日（月）に、企画提案者に、Eメールで通知する。

6 選定結果に対する説明

選定されなかった者は、静岡県に対して選定結果について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間：令和3年2月9日（火）午前9時から

令和3年2月16日（火）午後2時まで

イ 送付先：Eメール bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答方法：回答をEメールで送付する。

7 その他

(1) 企画提案書の取扱

企画提案書の作成に要する経費は提案者の負担とする。

提出された書類は返却しない。

なお、県庁内及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う場合がある。

(3) 選定

適当な企画案がない場合は、中止又はその他の方法による場合がある。

(4) 辞退

企画提案書の提出後、辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

(5) 失格

次の各号いずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

別添1

令和2年度 県内文化財の魅力発信動画制作等業務委託
企画提案募集参加申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

所在地

名 称

代表者

印

令和2年度県内文化財の魅力発信動画制作等業務委託企画提案募集に参加します。

別添 2

令和 2 年度 県内文化財の魅力発信動画制作等業務委託
質問用紙

令和 年 月 日

法人名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

Eメール _____

質問内容

受付期間：令和 2 年 12 月 24 日（木）午後 2 時から令和 3 年 1 月 7 日（木）午後 4 時まで

提出先：Eメール bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課 宛て